

議案第65号

幼稚園教育職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

令和4年12月27日

(提出者)

世田谷区教育委員会

教育長 渡部 理枝

(提案説明)

定年の引き上げに伴い、給料月額に経過措置を適用される職員について、管理職員特別勤務手当も同様に経過措置に係る規定を整備する必要があるため、本案を提出する。

幼稚園教育職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

幼稚園教育職員の管理職員特別勤務手当に関する規則（平成12年3月世田谷区教育委員会規則第16号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の1項を加える。

（経過措置）

2 当分の間、条例附則第7条第1項の規定の適用を受ける職員の管理職員特別勤務手当の額は、第2条第1項各号及び第3条第1項各号に定める額に100分の70を乗じて得た額（その額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）とする。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

幼稚園教育職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後	改正前
<p>○幼稚園教育職員の管理職員特別勤務手当に関する規則 平成12年3月31日世教委規則第16号</p> <p>附 則</p> <p><u>(施行期日)</u></p> <p><u>1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。</u></p> <p><u>(経過措置)</u></p> <p><u>2 当分の間、条例附則第7条第1項の規定の適用を受ける職員の管理職員特別勤務手当の額は、第2条第1項各号及び第3条第1項各号に定める額に100分の70を乗じて得た額（その額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）とする。</u></p> <p><u>附 則（令和4年 月 日世教委規則第 号）</u></p> <p><u>この規則は、令和5年4月1日から施行する。</u></p>	<p>○幼稚園教育職員の管理職員特別勤務手当に関する規則 平成12年3月31日世教委規則第16号</p> <p>附 則</p> <p>この規則は、平成12年4月1日から施行する。</p>